

栃木県入札適正化委員会（第2回）の概要について

- 1 開催日 平成25年12月13日(金) 午後2時から
- 2 開催場所 東館3階 入札室2
- 3 出席委員 委員長 森本 章倫 宇都宮大学大学院教授
委員 大川 容子 弁護士
委員 斉藤 弘江 建築士
委員 阪口 勉 弁護士
委員 宮澤 伸吾 足利工業大学工学部教授
(委員会 5名・出席委員数 5名)
- 4 審議対象期間 平成25年4月1日から平成25年9月30日まで
- 5 対象案件 総数 878件
抽出案件 5件 (内訳) 一般競争入札 2件
指名競争入札 2件
随意契約 1件

6 議事等の概要

(1) 報告事項

ア. 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について

事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告しました。

また、再苦情処理については、今回は該当しない旨報告しました。

イ. 抽出事案の選定理由について

斉藤委員から抽出事案を選定した際の理由について報告がありました。

(2) 審議事項

ア. 「主要地方道栃木二宮線新大光寺橋（仮称）下部工建設工事」について

・工事箇所 栃木市大光寺町

・県土整備部栃木土木事務所発注

イ. 「耐震補強工事 巴波川浄化センターその1（交付下水）」について

・工事箇所 栃木市城内町

・県土整備部下水道管理事務所発注

ウ. 「県営城内南第二住宅1号棟長寿命化型改善工事」について

・工事箇所 栃木市城内町2丁目33-33

・県土整備部建築課発注

エ. 「平成25年度自然公園等施設整備事業（災害）橋梁補修工事」について

・工事箇所 日光市川俣 女夫瀨尾瀨沼線歩道

・環境森林部県西環境森林事務所発注

オ. 「自動火災報知設備更新工事」について

・工事箇所 栃木県立宇都宮産業展示館

・産業労働観光部観光交流課発注

(3) 審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められました。

主な質疑については次のとおりです。

【審議案件アについて】

Q 入札参加について条件が付されていますが、この条件を厳しく設定しすぎたために参加の可能性を排除したということはありませんか。

A 本案件の入札参加条件に合致する業者は県内に17者程度います。参加条件を絞りすぎたということはありません。

Q 技術提案の配点及び評価方法について説明してください。

A 入札公告に配点及び評価基準について記載してあります。3つのテーマにそれぞれ15点、15

点、20点の配点があり、合計50点です。それぞれのテーマに10提案まで記載することができます。提案内容を総合してAからFまでの評価を行います。

Q 仮に1者しか入札に参加しておらず、かつその業者の技術提案の評価点が極めて低かった場合にはどのような対応をしますか。

A 今回の入札は一般競争入札ですので、1者のみの参加であっても入札自体は成立します。そのため、仮にそのようなことがあった場合でも、入札手続き上は問題ないと考えます。

【審議案件イについて】

Q 今回は汚泥処理棟の工事ということですが、その他の建物の耐震補強工事は終わっていますか。

A 管理棟及び沈砂池等の耐震補強工事は終了しており、今回の汚泥処理棟で、すべての建物の耐震補強工事が終了します。

Q 耐震補強工事を行う際に、鉄骨のさび等の構造物の劣化については併せて処置を行うのですか。

A 本工事を行うにあたり、事前に耐震診断を行っております。その際に、建物のクラックの状況やコンクリートの強度実験等も行っています。また、工事は実際の建物の状況を確認しながら劣化の処置を行っています。

Q 落札業者の入札価格だけが、その他の業者より低くなっていますが、どのような理由が考えられますか。

A 落札業者の請負率は95%程度であり、入札価格が特に低いわけではありません。他の業者が予定価格に近い金額で入札しているので、他と比べると低く見える、ということだと思います。

【審議案件ウについて】

Q 入札金額が一定のところまで固まっていますが、その原因はどのようなことが考えられますか。

A 今回の工事は予定価格を事前公表していますし、業者の積算能力が向上していますので、かなり精度よく積算できているのだと思います。このようなことから、入札金額が集中しているのだと考えます。

Q 予定金額の事前公表とは何に基づいていますか。

A 栃木県の要領に基づいています。建築工事ですと、予定価格が2億円以上の場合が事後公表、2億円未満の場合が事前公表になります。

Q 屋上防水改修工事と外壁改修工事を行ったということですが、実際に雨漏りはありましたか。

A 実際にはありません。予防のため、計画的に工事をしています。

Q 耐震改修工事は行っていますか。

A 建築診断をして確認したところ、本建物の耐震性能は現行の建築基準法の基準を満たしていましたので、耐震改修工事は行っておりません。

Q 今回は1号棟の長寿命化工事ということですが、2号棟3号棟も同じような工事を実施していくのですか。

- A 県内全域の県営住宅について、計画的に実施していきたいと考えています。
今後、2号棟3号棟も工事を発注する可能性があります。
- Q 1号棟が2号棟3号棟よりも先に発注されたのはなぜですか。
- A 1号棟の建築年度が一番古いので最初に発注しました。

【審議案件エについて】

- Q 指名業者10者のうち、4者は予定価格と同額かそれに近い額で入札し、5者は辞退しており、落札業者以外は最初から入札に参加する意志がなかったように思えます。実質的に競争性がなかったように見えますが、その点についてはどのように考えていますか。
- A 事務所の指名選定方針や業者の技術力等を勘案して指名業者を決定しています。入札に参加するか否かは業者の判断になりますので、事務所としては適正に処理したと考えております。
- Q 予定価格は事前公表ですか。また、その根拠は何ですか。
- A 事前公表です。栃木県の定めている予定価格の事前公表要領に基づいています。
- Q 辞退が5者ということですが、本工事は利益の少ない工事、業者にとって魅力のない工事ということですか。
- A 橋梁工事については近年、発注件数が減少し、業者も技術者を減らしてきたといった背景があります。そのため、業者は利益のある工事を選んで受注するという傾向が強くなっています。1億円未満の工事は小さい工事、利益率が低い工事とみられ、受注に消極的になってしまうのが現状です。
また、今回は現場が山間部にあり、技術者の滞在費等の経費がかかってしまうことから、さらに利益率が低くなり敬遠される傾向があります。

【審議案件オについて】

- Q 過去に当該業者が消防設備を設置しているということですが、このような防災関係の設備は部分的に他社の製品と入れ替えることはできないのですか。
- A 機器の適合性の問題から、他社の製品を一部だけ用いるということは困難です。
仮に、他社の製品を使って更新するということになると、設備全体を入れ替えなくてはならず、本工事のような更新工事ではなく、大規模な建設工事になってしまいます。
- Q 他社の製品を入れるよりも当該業者が工事をした方が合理的だということは理解できますが、技術革新によって、より経済的かつ利便性の高い製品ができているかもしれません。場合によっては、全体的な改修を行わなくても最新のシステムを導入できる可能性もあるかもしれません。一度設備を設置した業者が半永久的に工事を請け負うことがないよう、更新のたびに検討をするべきだと思います。今回、工事を行うにあたり、そのような検討はしましたか。
- A いろいろな可能性を検討しましたが、今回の工事についてはこの方法が一番合理的であるとの結論に至りました。
- Q 機器を設置後、何年経つと更新をしなければいけないのですか。
- A 消防設備については、業界団体が一般的な更新の目安を示しており、自動火災報知設備の受信機等は10年から20年が目安になっています。計画的に更新工事を行っています。
- Q 予定価格はどのように決定しましたか。
- A 業者に見積もりを依頼し、その見積もりをもとに予定価格を決定しました。

